

【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時25分)

これより、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第5号 徳島県政策創造関係手数料条例の制定について
- 議案第18号 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

【報告事項】

- 「いけるよ！徳島・行動計画」の新たな点検・評価、計画見直しのスキームについて(資料②)
- 新過疎対策戦略会議の設置について(資料③)

八幡政策創造部長

それでは、前回の所管事項説明に引き続き、よろしくお願いいたします。

6月定例会に提出を予定いたしております、政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページをごらんください。

その他の議案といたしまして、2点提出を予定しております。

まず、(1)の条例案、①徳島県政策創造関係手数料条例でございますが、これは本年4月の組織の再編によりまして、新たに政策創造部が設置されたことに伴いまして、政策創造関係の事務に係る手数料について定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、(2)関西広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございますが、関西広域連合に京都市及び神戸市が加入するに当たりまして、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく連合規約の一部変更について、同法第291条の11の規定により、議決をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際2点御報告申し上げます。

まず、1点目でございますが、資料の1をごらんいただければと思います。

「いけるよ！徳島・行動計画」の新たな点検・評価、計画の見直しのスキームについてであります。

平成23年7月に策定いたしました「いけるよ！徳島・行動計画」についての点検・評価は、今年度から実施することとなります。その実施体制につきましては、資料の上段、1にございますように、新たな体制で行うこととなります。

本年4月に、我が政策創造部が設置されましたけれども、我々の部におきましては、数値目標の把握のみならず、現時点での達成見込みや課題、また、今後の取組方針など総合的な進捗状況について、把握することとしたいと考えております。

また、行動計画の見直しについては、昨年の8月に新設された第三者評価機関であります県政運営評価戦略会議とともに、両者が連携して進化する行動計画となるよう体制を整えたところでございます。

次に、そのスキームでございますが、資料の下段、2新たな点検・評価、計画見直しのスキームをごらんください。

まず、4つのPDCAのサイクルでございますが、まず、ドゥー、実施から見ていただきますと、まず各担当課は、各施策を遂行する。そしてチェック、評価の欄でございますが、年度末から年度当初にかけて担当課による自己点検・評価を行いまして、その内容を、先ほど申し上げました戦略会議におきまして、第三者評価を受ける。これがチェックでございますが、上のアクション、その評価結果を踏まえて、総合計画審議会で行動計画の改善の方向性を検討し、プラン、計画を見直す、というスキームでございます。

今後の予定でございますけれども、この平成23年度の進捗状況と第三者評価につきまして、9月定例会におきまして、適切に御報告させていただきます、県議会の御意見・御提案をちょうだいいたしますとともに、見直しに際しては、県民の皆様から幅広い意見をお伺いし、進化する行動計画となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして資料の2、新過疎対策戦略会議の設置についてをごらんください。

まず、政策提言の検討の組織体制でございますが、過疎地域における現状でありますとか、現行過疎法の課題、新しい発想に基づく取り組みを本格的に展開していくための課題や改善点を把握して、新しい過疎対策に必要となる制度改革や支援制度について、国に対する提言、要望の検討を進めるために、知事を会長としまして、過疎関係市町村、さらには学識経験者等からなります新過疎対策戦略会議、及びその下部組織でございますが新過疎対策戦略調整部会、とくしま集落再生推進部会を設置いたしました。

去る6月8日には、第1回目の会議を開催しまして、過疎対策事業債の運用、過疎地域における雇用対策、シニア世代に的を絞った振興策などにつきまして、御意見をいただいたところでございます。

今後、新過疎対策戦略会議におきまして検討を進めまして、県議会での御議論をいただいて、徳島からの提言を取りまとめていきたいと考えております。

本部からの提出予定案件の説明及び報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

ただいま御説明いただきました徳島からの提言検討の組織体制ということで、私初めてこのペーパーを見させていただいたんですけれども、これを見た感想を述べさせていただけたらと思うわけでございます。

私の地元でも過疎が進んでおりまして、山間部の小学校は完全にゼロに昨年なってしまう、平坦部の学校だけ、ということで。私の地元三加茂町というのは、国から過疎地域に指定されているわけではない

のですが、山間部では人口減少と高齢化が急速に進んでいるという印象を持っているようなところでございます。

過疎地域の指定問題等については、明日の過疎・人権対策特別委員会等でも議論させてもらいたいと思うわけでございますけれども、この組織を見て率直に感じたのが、林業の関係者ですとか、市町村長等よく考えられて重点的に入れておられるのかな、と思うわけでございます。今まで県西部のいわゆる過疎地域であったところが、何で栄えたのかなということに思いを巡らせてみますと、やはり何と言ってもまずは、ここ20から30年のスパンで言うと公共工事、建設業が過疎地域を支え、山間部の生活を支えてきたんじゃないかな、と思っているところでございますけれども、この名簿を見ておりますと、そういった建設、建築は入っているようでございますが、建設関係者が入っていないというのはどういうことかなと1つ思ったわけでございます。

こういった点についても御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

また、教育というのも集落再生の重要な要素であると思うわけでございますけれども、教育関係者ですとか、あるいは休校した校舎を管理されている団体の関係者ですとか、こういった方も入れていただいたら、休校、廃校後の学校地をどうするかという議論も広がりを見せていくのではないかなと思うわけでございますので、こういった教育関係者が入っていない理由についても聞きたいなと思っております。

さらにもう一点。思いつきで恐縮なんですけれども、やはり林業を県としても林業飛躍プロジェクト等を中心に推進していただいているところですが、これまでの本県の林業を支えてきたのは、何といても高齢の熟練した林業家でないのかなと思っております。

いろいろな高性能な機械等を導入されて、本県の林業界も飛躍的に変わってきたわけでございますけれども、やはり何といても、これまで林業を支えてこられた林業家の方の御意見をこの集落再生に入れていただくということが、若手の林業家も大事なんですけど、それ以上に大事なんではないかなと思うわけでございます。

こういった人選について、県としてのお考えを伺えたらと思います。

窪市町村課集落再生室長

今、元木委員のほうから新過疎対策戦略会議についての御質問をいただきました。

この会議は、現行の過疎法が平成22年度に6年間延長をされまして、平成27年度を法期限とされているところでございまして、現在もその延長の中での運用になっているわけでございます。一方、現行の過疎法が成立したときに、衆参両総務委員会におきまして3年を目途に必要な措置を講ずるという附帯決議がなされております。この3年目がちょうどこの平成24年に当たるということから、早ければ国において過疎法の改正の動きが出てくるんじゃないかというふうなことの中から、全国に先駆けまして知事を会長として、新過疎戦略会議を立ち上げたところでございます。

この中で、地域の過疎振興に必要である施策であるとか、法改正であるとかといったことの提言を取りまとめる方向で、戦略会議のほうの議論を進め、また県議会でも御議論いただきながら、提言に結びつけていきたいというふうなことでございます。

委員のほうから、この中に、林業、農業こういったところの代表の方にお入りをいただいておりますけれど

も、そのほかの重要な分野、建設であったり教育であったりというふうなところの方が、メンバーの中に見えない、入ってないんじゃないかというふうなお話をいただいたところでございます。

提言については、各市町村長さんに親会議の構成員になっていただいているところでございますけれども、実際の提言を取りまとめていく過程では、各市町村の担当の課長さんにお集まりいただきまして、その地域の実態、自治体の要望等々を踏まえたような形のものにしていきたいと考えてございます。

それから、教育関係の方の参入等のお話もございましたけれども、いろんな地域での民間の方の活動等ございますので、今回はNPOの、地域でいろいろな活動をされている方々もお入りいただいて、議論に加わっていただくというふうなことにいたしておりますので、御理解いただければと思います。

元木委員

この人選自体は、よく考えていろんなアイデアマンと言いますか、いろんな分野で御活躍されている方が入って、活発な議論が展開されるのかな、というイメージを持っておるわけでございますけれども、やはり何といても、これまでの過疎地域の歴史ですとか文化等、幅広い視点から実際に本人が経験されたことをそういった場でお伝えいただくというような視点も大事ではないかなと思っておりますので、そういった過疎地域の実情、歴史等をよく知る方を、幅広い視点で人選していただいて、すばらしい会議の運営がなされることを心より御要望申し上げまして質問を終わります。

古田委員

まず、政策創造部の皆さんの中に女性の方がお一人だけおいでるんですけれども、この政策創造部でいろんな政策をつくって国へ提言をされたり、いろんなことをする、そういうところに、やっぱりもっとたくさんの女性職員さんを入れていただきたい。男女共同参画を進めていく上で、政策をつくっていく段階から女性のいろんな視点で発言していただく、取り入れていただくことが大切だと思いますので、その点は今後の課題として、ぜひお願いしたいんですけれどもいかがですか。

山本総合政策課長

今、委員から政策創造、政策形成に当たって、女性の職員、女性の意見をより積極的に取り入れた形で進めるべきではないかという御質問だったと思います。

確かに、きょう、我々ここに座らせていただいているメンバーでは女性1名ということでございますけれども、当然、我々だけで政策創造、あるいは政策立案するというわけではございませんで、私どもが場面場面で核にならせていただく機会は多くございますけれども当然、全庁挙げてすべての職員の知恵を集めて、政策をつくっていくという中で、当然、たくさんの女性職員、優秀な女性職員がおりますものですから、そうした意見を当然聞く中でいろんな形、いろんな分野で政策形成をしていくということでございます。御理解いただきたいと思えます。

古田委員

それと今、委員の名簿が出されたんですけれども、お話があったようにいろんな各分野からそれぞれの代

表が出てこられて、新過疎対策をされているということなんですけど、やっぱりその地域地域で本当に頑張っておられる方々、農業でも林業でも実際に商品開発をされたりとか、いろいろなことをされて頑張っておられる方々もおいでますよね。そういった実際、携わっている方々の思いを生かしていただくことも大切ですので、今から公募というわけにはいかないかもわかりませんが、いろんな機会それぞれのところで頑張っておられる方々の意見を聴取するような機会、そういった会をぜひつくっていただいて本当に意欲を持って頑張っておられる方がたくさんおいでだと思いますので、ぜひ、そういう点で生かしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

窪市町村課集落再生室長

古田委員のほうから、新過疎戦略会議でも地域で頑張られている、現場で頑張られている方々の御意見をできるだけ反映してはどうかというふうなお話をいただきました。

この新過疎戦略会議には2つの部会を設けてございまして、昨年、実は集落の再生に取り組む地域のNPOの方々、現場のいろいろな民間活動をされている方々を、集落再生プロジェクトの検討会議として組織して、集落再生プロジェクトをまとめてきた経過がございます。今年度につきましても、そういった集落再生プロジェクトの推進の中から出てくる具体的な課題とか解決策とか必要なもの、これを親会議のほうへ上げていただくための、資料2の右下に書いてございまして、とくしま集落再生部会というのを部会として位置づけてございまして。こういったところで、現場でいろんな取り組みから出てくる声をいただくというふうな計画にいたしております。そのメンバーにつきましては、メンバー表の3枚目のところに部会の構成員を掲げてございまして。こういった現場で取り組んでいただける皆さん方の声も、政策をまとめていく中で大事にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

古田委員

全国で最も過疎が進んでいると言われているこの徳島県で、いろいろな対策をして、地域が生き生きと、そこで生活が広がる、人口もふえていくといった取り組みをぜひしていただきたいと思えます。

それと、広域連合の問題で、関西広域連合が5月30日に鳥取県で開かれて、今、問題になっている大飯原発の再稼働について、暫定的に容認するといった声明が出されました。

なぜ、関西広域連合が声明を出すような経緯になったのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

山本総合政策課長

関西広域連合が出された原発の再稼働についての声明についてのお話だと思いますけれども、今、委員からもお話がありましたように、5月30日の関西広域連合の会合におきまして、原発の再稼働に関する声明が出されているところでございます。

この声明につきましては、関西広域連合の井戸広域連合長自身も、関西広域連合の共通理解として政府に対し返したものであるとコメントされていると承知しております。

内容につきましては、そもそも原発の再稼働は、最終的に国の責任において判断すべきものであって、この声明自体が、原発を容認するかしないかといったたぐいのものではないと明言されていると記憶しており

ます。

また、この声明をなぜ出したのかという御質問ですが、声明については知事も申しておりますとおり、関西広域連合におきましては政府から2度にわたり担当大臣がお越しになり、安全性の説明を受けております。それを踏まえまして、関西広域連合という特別地方公共団体が意思決定機関として、単に聞き置くというのではなく、責任ある何らかの意思表示をしなければならないという認識のもとで、冒頭、説明させていただいた共通理解ということで声明を出されたと聞いております。

古田委員

知事もその後の記者会見で、あの声明は原発の再稼働を容認したものではないという発言をされておりますが、ほとんどのマスコミは暫定的な容認と報道しました。容認ではないとは言っても、そうは受け取れない。その後、大阪の橋下市長も、原発の再稼働は限定的なものだとインタビューや記者会見でおっしゃってます。そういう状況の中で、容認ではありませんと言っても通用しないのではありませんか。

山本総合政策課長

この声明の内容を見れば、容認ではないとは言えないのではないかというお話ですが、繰り返しの答弁で恐縮ですが、確かにマスコミ報道等ではさまざまな解釈をされているのは承知しておりますが、実際、井戸広域連合長を初め、この声明をまとめられた各知事が、この声明を出す際の記者会見の場で、原発を容認するものではないと明確におっしゃられていますので、そのとおりであると理解しております。

古田委員

では、野田首相も関西広域連合が容認してくれたから福井県へもそういう方向で進んでいくといったことを言われておりますが、それに対し、容認ではありませんといったことを国に対してきちんと言われたのですか。

山本総合政策課長

確かに、報道等をみても、政府においては、理解が得られた的な発言がなされているという報道があることも承知しております。

実際、声明を出された関西広域連合の各知事が容認ではないとおっしゃられている以上、この声明は、そういう意味だと理解しております。

古田委員

広域連合議会のほうはどうなんでしょうか。声明を出されたんでしょうか。

折野広域行政課長

広域連合委員会におきましては、先ほど山本課長から話があったとおり声明を出しましたけれども、広域

連合議会につきましては、今のところ、声明等を出したということは聞いておりません。

古田委員

私は、なぜ、そういう声明になったのかということは、知事さんに聞かないとはっきりしたことはわからないと思います。しかし福島での原発事故がまだまだ終息していない、放射能汚染はまだまだ広がっている、規制庁もできていない等々考えてみたら、大飯原発の再稼働はすべきでないという思いなんです。

私だけではなく多くの県民、国民の方々は、原発の再稼働をやめてほしいという意見です。県もそういった視点で臨んでいただきたいと思いますがいかがでしょう。

山本総合政策課長

原発の再稼働についての判断についての御質問ですが、最終的には国の責任において判断すべき問題であると理解しております。

藤田副委員長

一言、お願いをしておきたいのですが、先ほど来、政策創造部の新過疎法に向けてのいろんな徳島発の提言、非常にありがたいなあ。私も質問を、集落再生をした関係もありますので。この組織をつくっていただいて、徳島からの提言の組織体制っていうのはこれは非常に、本省としてっていうんですか。手順とかスキームではこういう形のものも、ひとつのすばらしい検討会をつくっておられるなあという気がします。

問題は、その組織の持つ意味合い。例えば新過疎対策戦略会議は各市町村や行政の方が入られて行政的な集約の中で過疎法への対応、これは法律の問題とかいろんな要望事項等がありますから、行政の方がたくさん入ってくるのは、それはそれでいいと思うんです。

その前段の調整部会と集落再生がどういう役割を持つのか。

新過疎対策戦略調整部会、集落再生推進部会、この分け方っていうのはその中に、どういう基本的な考えがあるのか。お聞かせいただきたい。

窪市町村課集落再生室長

副委員長から、徳島からの提言の組織体制の図示のところ、下段にあります新過疎対策戦略調整部会と、徳島集落再生推進部会この2つの部会組織のそれぞれの役割について、どういった位置づけであるかという御質問をいただいたところでございます。

右側のとくしま集落再生推進部会でございますが、こちらは昨年、副委員長にもお世話になって取りまとめをいたしました集落再生プロジェクト。このプロジェクトを具体的に推進していく中で、いろいろな課題や、新たなアイデアを出していただくのが推進部会の役割という位置づけです。

それから左側の新過疎対策調整部会でございますが、こちらは町村会、市長会、学識経験者などで行政的な課題、過疎法改正に向けての提言といった目的がございますので、集落再生から出てきた課題に、どういった行政的な施策を打つべきなのか、行政的な観点での提言の取りまとめをしていく役割をお願いしております。

藤田副委員長

国への提言、提案、徳島発のいろんな提案はよくわかるし、ぜひやっていただきたい。

だけど果たして、市町村長さん、首長さんの中に、集落再生と過疎ってのはダブるんですが、ともすれば過疎法っていうのは、その地域の過疎の指定の中で、市が全体に指定になって、過疎でない、全体は過疎ですが、そこにはすばらしい、まだまだ生き生きとした社会があるところでの、過疎法を適用してそれをやる。失礼な話ですが、裏のテクニックかもわかりませんが、例えば過疎法で保育所を直す。過疎起債。できるから。それは、保育所を直すのは、それなりの人がいるから直す。ほんとの過疎になったところには子供はおらん。そうでしょ。現実には。だからこういう組織を集落再生の中でいろいろな現場の話を聞く。それが果たして、徳島の全体をまとめるときにはこの組織が必要になるのかな。いろんな意見が出てますから。どこかで調整しなくてはいけない。だから調整会がある。そこで細部にわたっていろいろな調整をしていく。そして集落のほうもいろんな要望が出てきますから。そういうのをそこで調整しながら大きな首長さんがいろんな対局から見て全体的な過疎法への徳島発の提言をする。筋道は非常にわかりやすいし、すばらしい会ができるかなあと。ただ、先ほど来の話のとおり、それじゃあほんとに底辺の話を聞くのはだれが聞くんですか。ここで多分この会で、全体的なアイデアが出てきた中で、調整はできるかもわからんけど、そこで果たして発進できるのかなと。そういう気が、私は前々からしてるんですが、それに対応するべく、答弁も要りません。

また、県民局サイドの話、そういうところのこれに対する附属機関みたいな形で、ここへ県民局の局長、どこにも入ってない。この地域が抱えるニーズ、地域が抱える問題っていうのは、皆さんと同じように、その集落の長首という方がどこも入らん。これもおかしいのかなという気がしますんで、それはそれでまた、この組織を活用するときの1つの手法として、再度いろいろ練っていただいて。ほんとにこの新過疎対策戦略会議、一番大きなところですが、これがすばらしい提言ができるための、資料とか、各地域にあった現状にあった過疎の対策を、そういうものを画一的にやるんじゃなくて出してもらって、それがほんまに徳島の提言になるようにしないと。地域によってそれぞれ思いが違うと思います。そういうところを十分くみ上げられるような。わざわざ立派な組織をつくってくれたんですから。そういう会をぜひ再度、これに附属して、いろいろお知恵を出していただいて頑張っていただきたい。これから9月定例会、6月にこの前会をした経過も聞いておりますが、そののやっぱり肉になる部分を、提案っていうのを幅広く取れるようにそういう体制を再度構築していただきたい。御要望だけさせていただきたいなと思います。

石井地域振興総局長

藤田副委員長さんからは答弁は要らないということでございますけれども、あえて私のほうから御答弁といましようか、お話をさせていただきたいと思います。

私も、4月に地域振興総局長ということで就任して以来、市町村のほうへは少なくとも2回以上は足を運ばさせていただいて、また、現地のほうにも足を運ばさせていただいてということでございます。副委員長の地元でございますと、木屋平のほうまでも足を運ばさせていただいて、地域住民の方ともいろいろ話をさせていただいたりということでございまして、現場のそれぞれの地域の皆さんの実情をお伺いすることは私自身も非常に重要なことであると考えておりますので、そういった形で提言等のまとめ、そういったものもしていきたい

いと考えております。

それからもう一つは、昨年度の総務委員会等でも藤田副委員長さんのほうからいろいろお話もあったところでございますけれども、まさに過疎問題というのは過疎地域だけの問題ではなくて、先ほど元木委員、藤田副委員長さんからも御質問いただいたところでございますけれども、まさに県民挙げて取り組むべき課題という認識でおりますので、そういう観点で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしく願い申し上げたいと思います。

南委員長

ほかに。

(「なし」という者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14時05分)